

平成 19 年 6 月 14 日

代表者会議決定

## 議会活性化推進会議について

### 1 名称

議会活性化推進会議

### 2 目的

地方分権の進展に伴い、地方議会が果たすべき役割の重要性が飛躍的に高まっていることにかんがみ、本市議会における政策立案機能及び行政監視機能並びにこれらを補佐する議会議務局の補佐機能の一層の強化を図るとともに、市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため、本市議会の諸課題について広範かつ詳細な検討を行うもの。

### 3 構成

自由民主党福岡市議団から 2 名（うち 1 名は座長）、公明党福岡市議団から 2 名（うち 1 名は副座長）その他の交渉会派から各 1 名とし、非交渉会派から各 1 名のオブザーバーの参加を認める。

### 4 協議事項

代表者会議で決定する。なお、協議事項を追加する場合には、事前に代表者会議に諮ることとする。

### 5 設置期間

設置期間は当面 2 年間とし、2 年経過後の協議の状況により必要な延長を検討するものとする。

### 6 検討結果の取扱い

各会派の合意が得られた事項については、逐次議長に報告の上、代表者会議もしくは議会議運営委員会の了承を得て、実施する。

### 7 その他

各回の会議が終了する都度、会議における配付資料及び協議の概要を、議会図書室に配架するとともに市議会ホームページ上の「市議会 情報 BOX」に掲載する。

平成 21 年 9 月 18 日の代表者会議において設置期間の延長が決定された。

平成 21 年 9 月 18 日

代表者会議決定

### 設置延長後の議会活性化推進会議における協議事項

- 1 延長前の議会活性化推進会議から継続して協議事項とするもの
  - (1) 多くの会派が協議事項とする意向を示しているもの
    - ・議会基本条例（仮称）の検討【協議事項 1】
  - (2) 議場システムの更新に併せて検討するもの
    - ・発言時間の残時間表示計の設置等【協議事項 2】
  
- 2 新規の協議事項

市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため

  - (1) 議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）【協議事項 3】
  - (2) 議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）【協議事項 4】
  
- 3 会派からの提案による協議事項（既存の協議事項を含む。）

現在のところなし